

# ロッテの経営正常化に向けて

ロッテHD取締役に対する株主代表訴訟に関する説明資料

#Savethe**LOTTE**

2025年7月4日

# 目次

Part 1  
サマリー

- 1. 代表者メッセージ .....p.4
- 2. 株主代表訴訟について .....p.5
- 3. 原告について .....p.7
- 4. 被告一覧 .....p.8

Part 2  
背景情報

- 1. ロッテHD及び韓国ロッテグループについて .....p.10
  - (1) ロッテグループの成り立ち
  - (2) ロッテHD及び韓国ロッテグループについて
  - (3) 2015年から現在に至る経緯
  - (4) 韓国ロッテグループを取り巻く環境

Part 3  
今回の代表訴訟  
について

- 1. 請求の全体像 .....p.16
- 2. 業務上背任罪及び贈賄罪に関する責任 .....p.19
  - (1) 韓国最高裁判所において懲役2年6か月の有罪判決が確定
  - (2) 業務上背任罪について
  - (3) ロッテHD取締役としての子会社管理義務違反の任務懈怠①
  - (4) 賄賂供与罪について
  - (5) ロッテHD取締役としての子会社管理義務違反の任務懈怠②
- 3. 大規模流通業法違反に関する責任追及 .....p.25
  - (1) 韓国公正取引委員会からロッテショッピングへの課徴金
  - (2) ロッテHD取締役としての子会社管理義務違反の任務懈怠
- 4. 過剰な報酬決定に関する責任追及 .....p.31
  - (1) 韓国ロッテグループ子会社における過剰な兼務と報酬
  - (2) ロッテHDにおける全取締役の報酬上限

Part 1

# サマリー

## 愛されるロッテに

ロッテの創業者である重光武雄は、1948年、物資も乏しく苦勞の多い時代に、当時珍しかったチューインガムを大人にも子供にも楽しんでもらいたいという思いで、チューインガムの製造販売を始めました。会社設立にあたっては、「一人でも多くの人々に愛される会社になりたい」そんな思いを込めて、ドイツの文豪ゲーテの「若きウェルテルの悩み」に登場するヒロイン、シャルロッテの愛称「ロッテ」を社名につけました。

ロッテを創業したのち、来る日も来る日も、商品開発での工夫や研鑽を重ね、また、創業者自らが自転車で足しげく商店を回り、その積み重ねの結果、広く消費者の皆様やお取引先の方々に受け入れられ、多くの社員の方々が集まりました。そうしたお客様の支持、お取引先様と社員の協力によって、総合菓子メーカーとして発展し、さらには世界に展開するグローバル企業へと変貌を遂げることができました。

しかし、重光武雄の退任以降、重光昭夫氏は、韓国ロッテグループにおいて、刑法上の有罪判決を受けるなど、多数の法令違反を自ら行い、または、韓国グループ会社の法律違反行為を何ら是正することなく放置し、韓国ロッテグループ全体の業績を大きく毀損させてきました。

一方で、重光昭夫氏は、名目だけの役員を過剰に兼務して、韓国子会社7社からだけでも約21億円相当の不相当の報酬を得ているなど、ロッテグループを私物化するに至っています。現在のロッテグループの失墜は、主に重光昭夫氏のロッテホールディングス全体における法令違反や善管注意違反を含む極めて不適切な経営に起因するところが大きく、かつその責任は何ら追及されていません。

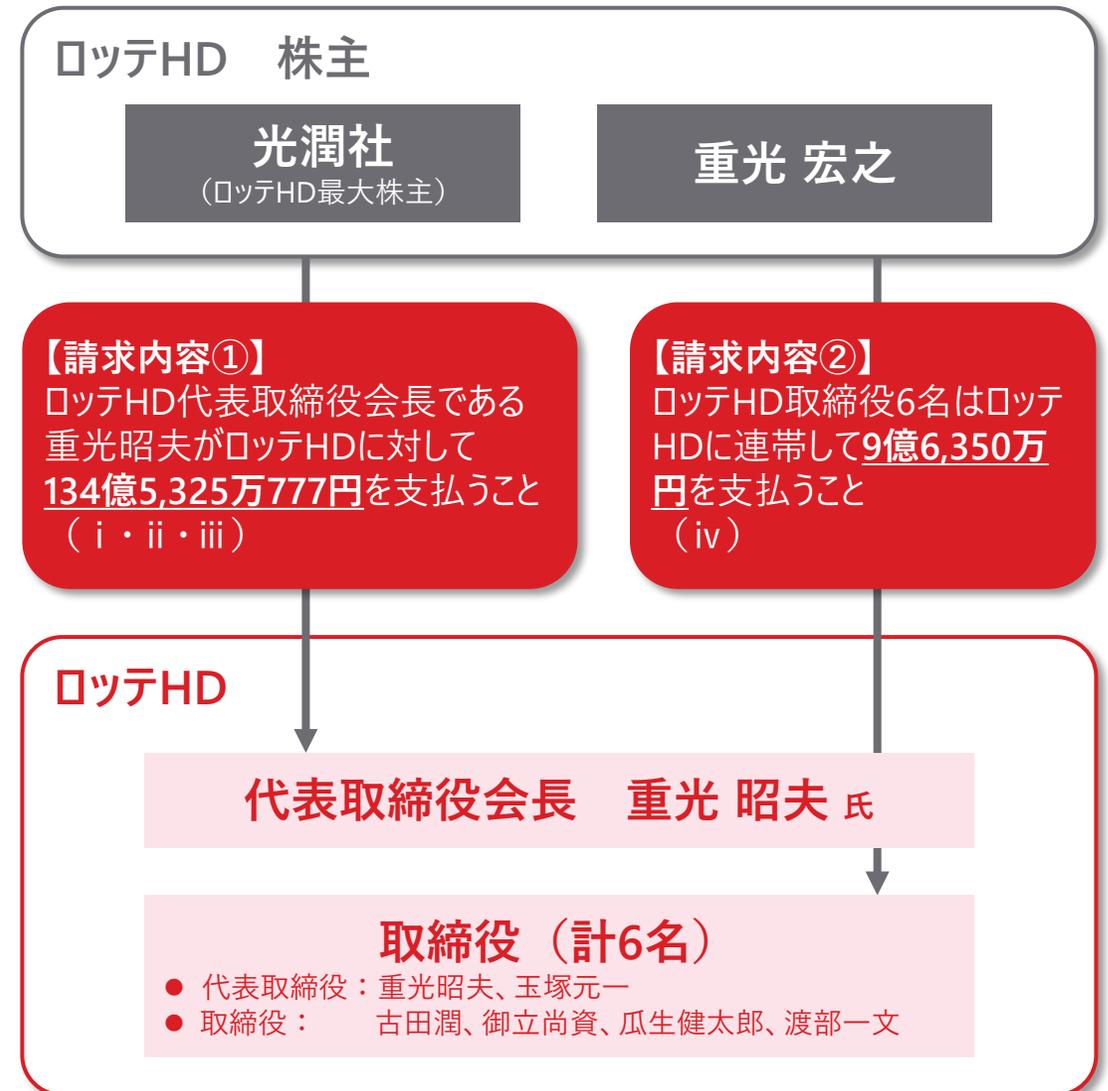
原告である光潤社及び重光宏之は、ロッテグループ全体の経営正常化を切に願う創業家及びロッテホールディングスの株主として、かかるロッテグループ全体の経営を是正する端緒として、ロッテホールディングスの取締役である重光昭夫をはじめとする被告らの責任を追及するために株主代表訴訟に及んだ次第です。

ロッテの経営正常化を求める会  
株式会社光潤社  
代表取締役社長 重光 宏之

## 2. 株主代表訴訟について

### (1) 今回の請求内容について

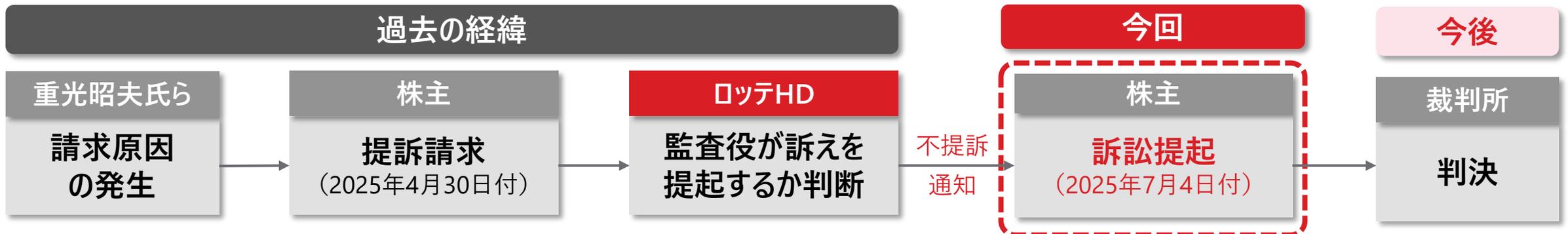
- 株式会社ロッテホールディングス（以下、「**ロッテHD**」）の最大株主である株式会社光潤社（以下、「**光潤社**」）及び重光宏之は、**①**ロッテHD代表取締役会長である重光昭夫がロッテHDに対して134億5,325万777円を支払うこと****、**②**同社代表取締役重光昭夫、玉塚元一、取締役古田潤、御立尚資、瓜生健太郎及び渡部一文に対して、ロッテHDに連帯して9億6,350万円を支払うことを請求****するものです。
- 請求の理由となる任務懈怠を基礎付ける事情は、次の4点です：
  - i. **法令違反**（業務上背任罪）
  - ii. **法令違反**（賄賂供与罪）
  - iii. **法令違反**（大規模流通業法違反）
  - iv. **善管注意義務違反**（過剰兼任取締役に対する不相当報酬）



## 2. 株主代表訴訟について

### (2) 過去の経緯及び今後流れ

- 2014年後半から2015年にかけて、創業者である重光武雄を代表取締役から解職するなど経営権争いを発生させた重光昭夫氏のロッテHD取締役であった期間に含まれる2005年から2018年において、韓国ロッテグループにおいて任務懈怠を基礎付ける法令違反、善管注意義務違反が発生しました。
- このような事態を受け、2025年4月30日、ロッテHDの最大株主である光潤社及び重光宏之は、ロッテHDの監査役に対して、今回の訴訟の対象となる被告に対して提訴するよう請求いたしました。
- その後、ロッテHDの監査役は、6月30日付で提訴しない旨を決定し、その通知を受けました（監査役は、株主から「取締役に対する責任追及訴訟請求」を受けた場合、到着から60日以内に訴えを提起するか否かを判断し、その結果を株主に通知することが会社法で義務付けられています）。
- この通知を受け、この度、光潤社及び重光宏之は自らが原告として、ロッテHDの取締役である重光昭夫氏、玉塚元一氏、古田潤氏、御立尚資氏、瓜生健太郎氏氏及び渡部一文氏の計6名に対して、株主代表訴訟を東京地裁に提起いたしました。
- 今後につきましては、裁判を通じて私たちの主張が認められるように対応してまいります。



## 3. 原告について

### 重光宏之について

- 青山学院大学工学部卒業。青山学院大学大学院で経営工学課程を修了した後、三菱商事での勤務を経て、ロッテグループの販売子会社であるロッテ商事に入社。
- 採算悪化に陥っていた米国工場の再建、「ガーナチョコレート」や「雪見だいふく」のコンセプト再開発やテレビCM制作などのリブランディングを担い、その後、ロッテのブランド戦略を統括。
- ロッテHD副会長を経て、現在は、ロッテHD最大株主である光潤社代表取締役社長、ロッテの経営正常化を求める会代表。ロッテHD・韓国ロッテグループ創業者である重光武雄は父にあたる。

### 光潤社について

- ロッテ創業家の資産管理会社であり、ロッテHDの約28%の株式を保有する最大株主。

### 「ロッテの経営正常化を求める会」について

- 重光宏之及び重光武雄がロッテHDから不当に退けられた2015年より活動を開始。

最新の情報は、こちらからご覧いただけます。

- 「ロッテの経営正常化を求める会」公式ブログ  
<https://www.l-seijouka.com/blog>



- 「重光 宏之」公式X  
[@hiro\\_shigemitsu](https://twitter.com/hiro_shigemitsu)





### 重光 昭夫 氏

ロッテHD 代表取締役会長（韓国ロッテグループ会長）

取締役在任期間：1990年～現在

\*前身の株式会社ロッテの取締役の在任期間を含む

### 玉塚 元一 氏

ロッテHD 代表取締役社長

取締役在任期間：2021年～現在

### 古田 潤 氏

ロッテHD 取締役、常務執行役員CFO

取締役在任期間：2021年～現在

### 瓜生 健太郎 氏

ロッテHD 取締役

取締役在任期間：2021年～現在

その他の役職等：**瓜生・糸賀法律事務所代表弁護士**など

### 御立 尚資 氏

ロッテHD 取締役 **社外**

取締役在任期間：2016年～現在

その他の役職等：**元ボストンコンサルティンググループ日本代表**など

### 渡部 一文 氏

ロッテHD 取締役 **社外**

取締役在任期間：2023年～現在

その他の役職等：**元SOMPOホールディングス執行役員**など

Part 2

# 背景情報

# 1. ロッテHD及び韓国ロッテグループについて

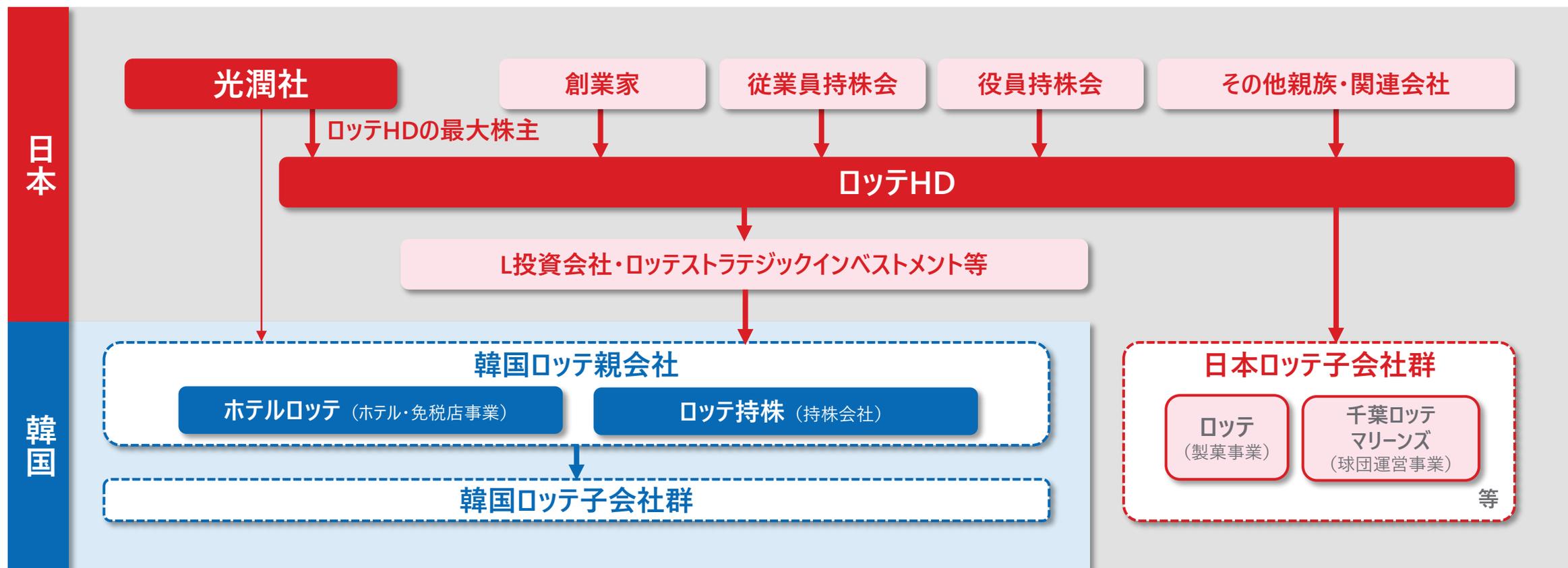
# (1) ロッテグループの成り立ち

- ロッテグループは、創業者の重光武雄が、終戦後米兵の影響で流行していたチューインガムに着目して、1947年からガムの製造・販売を開始したことに端を発し、翌1948年には「ロッテ」の社名で会社を設立しました。
- 高品質を追求したガム製造により事業は順調に拡大し、1960年代には板ガム市場でも成功を収め、さらにチョコレートやキャンディなど菓子の総合メーカーとして戦後日本での消費文化を背景に事業基盤を固めました。
- 1960年代後半からは韓国にも進出し、ソウルにロッテ製菓を設立して菓子産業を軸に事業を展開、その後はホテル、百貨店、テーマパークへと多角化を図り、財閥型の企業集団へと発展するなど、高度経済成長期の韓国でも事業を急拡大させ、日韓両国で独自の「シャトル経営」を実践する唯一無二の企業グループとなりました。



## (2) ロッテHD及び韓国ロッテグループについて

- 韓国ロッテグループは、ロッテウェルフード（食品・製菓）、ロッテホテル（ホテル・免税店）、ロッテショッピング（小売・流通）、ロッテケミカル（石油化学）など幅広い事業を展開する企業集団です。創業者・重光武雄により日本で創業され、その後、韓国でも事業を展開・拡大させました。
- 資本関係としては、下図のとおり、日本で菓子・アイスの製造販売を行う株式会社ロッテやプロ野球球団の株式会社千葉ロッテマリーンズの親会社であるロッテHDが、関係会社等を通じて韓国ロッテグループ各社も傘下に収めています。
- 現在、ロッテHDの代表取締役会長、韓国ロッテグループ会長は、創業者の次男である重光昭夫氏が務めています。



### (3) 2015年から現在に至る経緯

- 2014年末、ロッテHD副会長であった重光宏之は、社長であった佃孝之氏による虚偽・誇張された報告に基づき、会長の重光武雄の同意のもとで取締役辞任を迫られ、副会長職も解任されました。その後、ロッテグループ各社の役職から次々と排除され、2015年1月にはロッテHDの株主総会で取締役も解任されました。
- 2015年7月、重光宏之が武雄に真相を説明し、虚偽報告の事実が判明。武雄は佃氏の辞任を求め、その場で佃氏は辞任を了承したものの、その後、佃氏は一向に辞任しませんでした。
- 一方で、昭夫氏も中国事業の巨額損失が明らかになり、武雄から責任を咎められていたにも関わらず、副会長を返上せず、居直っていたところ、2015年7月15日には、武雄の意に反してロッテHDの代表取締役に就任。
- こうした状況に業を煮やした武雄はロッテHD本社に自ら乗り込み、昭夫氏や佃氏をはじめとする当時の経営陣の解職と宏之中心の新体制を宣言しましたが、その翌日には、逆に、解職されたはずの昭夫氏や佃氏ら経営陣から、武雄自身が不在のまま開かれた取締役会で代表職を解かれます。
- このようにして、創業者の武雄や宏之を追い出したことにより、昭夫氏が日本・韓国両方を統括する体制に移行しました。
- しかしながら、その後、昭夫氏が韓国事業に絡んで、業務上背任罪による有罪判決、贈賄罪による有罪判決を受けたほか、中国事業の撤退による巨額の損失計上、無軌道なM&A、もともと優良な事業であった多くの韓国ロッテグループ企業における業績不振に陥り、2024年には自ら「非常経営体制」を宣言するに至っています。
- この間、韓国のロッテグループを中心に多くの従業員がリストラされ、昭夫氏以外の経営陣が経営不振を理由に退任を迫られたにも関わらず、最も経営責任の重い重光昭夫氏は何ら責任を取ることなく、むしろロッテHDにおける役員報酬枠の増額や韓国ロッテグループ各社からの約21億円の巨額の役員報酬を得るなど公私混同が行われており、ロッテグループのガバナンスは完全に崩壊していると言わざるを得ない状況になっています。

## (4) 韓国ロッテグループを取り巻く環境

- 重光昭夫氏がトップを務める韓国ロッテグループは、極めて厳しい環境に置かれています。
- 現在までに、ロッテ建設のプロジェクトファイナンス偶発債務が深刻な水準に到達、優良な子会社であったロッテケミカルの業績悪化、ロッテ持株やロッテケミカルの株価下落の連鎖、各社での希望退職の実施や役員の入れ替え、ロッテグループ系列会社への公正取引委員会の調査、ロッテグローバルロジスの上場中止など、状況の悪化が一段と顕著になっています。

### 韓国での報道状況（一部抜粋）

- [【独占】IPO延期、ロッテグローバルロジス、新たな投資家を探す](#)（毎日経済、2025年5月26日）
- [ロッテ、グローバルロジス上場中止で3800億ウォンを抱え込む](#)（SBS Biz、2025年5月13日）
- [ロッテケミカル、石化不況の中で6四半期連続赤字…収益性は改善](#)（聯合ニュース、2025年5月13日）
- [ロッテ損害保険、コールオプション強行に…金監院に続き預託院もストップ](#)（SBS Biz、2025年5月9日）
- [公正取引委員会、ロッテ系列会社間の「不動産高価取引」疑惑現場調査](#)（聯合ニュース、2025年3月4日）
- [希望退職の募集相次ぐ韓国企業…寒風吹きすさぶ流通・バッテリー業界](#)（朝鮮日報、2024年12月24日）
- [\[瀬戸際のロッテ\] ⑦ ロッテ建設「PF債務と死活をかけた一本勝負」【The SIGNAL】](#)（2024年12月13日）
- [韓国ロッテHD、業績不振 子会社にも株安連鎖止まらず](#)（日経ヴェリタス、2024年12月2日）

（記事タイトルをクリックすると記事本文をご覧ください。なお、上記は韓国語版の記事タイトルを日本語に機械翻訳したものを含んでおります。）

Part 3

# 今回の株主代表訴訟について

# 1. 請求の全体像

# (1) 全体像

- 下記のように、重光昭夫氏にはロッテHD取締役としての子会社管理義務違反の任務懈怠、並びに、ロッテHDの当時取締役には善管注意義務違反の任務懈怠が認められます。

## ロッテHD取締役としての任務懈怠の全体像

### 子会社管理義務違反

### 善管注意義務違反

重光昭夫氏

取締役  
5名

損害額等

1 롯데ショッピングにおける業務上背任罪

2 子会社7社\*における贈賄罪

韓国・大法院により、有罪判決が確定

3 롯데ショッピングにおける大規模流通業法違反

韓国・公正取引委員会が是正命令及び課徴金納付命令

4 過剰な兼任をしている重光昭夫氏に対するロッテHD取締役の報酬決定

約77億4,335万777円相当  
(親族企業に取得させた財産上の利益額)

約7億円相当  
(韓国ロッテグループの子会社計7社から賄賂として支払われた金額)

約50億990万円相当  
(課徴金の合計額)

約9億6,530万円相当  
(韓国上場子会社を通じて支払われた報酬額約21億6,530万円相当からロッテHDの取締役の報酬の枠である12億円を差し引いた額)

犯罪行為によってロッテグループの信用棄損による損害も生じている

# (1) 全体像

- なお、前ページ①または②による損害額について、各犯罪行為により損害が生じた各子会社に対して重光昭夫氏等が既に弁済をしているといった主張がなされたとしても、当該弁済が実際に支払われているかは全く定かではなく、また、犯罪行為によってロッテグループの信用棄損による損害も生じていると考えられることから、損害がなかったということには当然なり得ません。今後、当社および重光宏之は、株主代表訴訟の過程で、そうした信用毀損棄損による損害についても主張していく予定です。
- また、④の過剰報酬についても、あくまで現時点で推定される最低額を請求しているものですが、今後、ロッテホールディングスの報酬枠を超えて、子会社群を通じて実態のない形で重光昭夫氏に対して役員報酬が支払われていることが明らかになった場合には、そうした損害についても主張していく予定です。

## 2. 業務上背任罪及び贈賄罪に関する責任追及

# (1) 韓国最高裁判所において懲役2年6か月の有罪判決が確定

Part 3

今回の株主代表訴訟について | #SavetheLOTTE

- 重光昭夫氏は、2018年10月5日にソウル高等法院において、業務上背任罪及び贈賄罪の2つの犯罪容疑について懲役2年6ヶ月、執行猶予4年とする有罪判決を受けました。
- また、2019年10月17日に韓国の最高裁判所に相当する大法院において、かかる有罪判決が確定しました。

## 韓国・大法院による有罪判決

### ① 業務上背任罪

- 重光昭夫氏はロッテショッピングの役員に在籍時、親族等が経営する法人に不当な条件で映画館内の売店を賃貸し、ロッテショッピングに損害を与えた

### ② 贈賄罪

- 重光昭夫氏は韓国の元大統領からの請託に応じて、ロッテグループ各社から、大統領の友人が運営する財団に、70億ウォンの賄賂を供与した

2016

- 韓国検察は重光昭夫氏の逮捕状請求
- その後、起訴

2018

ソウル高等法院において  
懲役2年6ヶ月、執行猶予4年とする有罪判決

- 重光昭夫氏は、判決後に即日収監
- 後日、ロッテHDの代表取締役も辞任

2019

大法院（韓国の最高裁判所に相当）において  
有罪判決が確定

## (2) 業務上背任罪について

- まず、業務上背任罪について、重光昭夫氏は親会社ロッテHD取締役としての子会社管理義務があったところ、2005年4月頃から2013年2月頃まで、ロッテショッピングが直営していた複数の映画館売店を不利な条件で他の法人に賃貸することにより、当該他の法人に財産上の利益を取得させたというものです。
- これにより、ロッテショッピングに損害を与えたことが、業務上背任罪が成立するとして有罪判決を受けております。

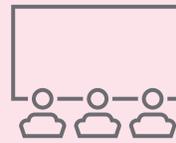
### 業務上背任罪の内容



韓国ロッテショッピング取締役

重光 昭夫 氏

不当な条件で  
ロッテショッピングが運営する映画館内の複数売店を賃貸



親族等が経営する法人

重光昭夫氏はロッテショッピングの役員に在籍時、  
ロッテショッピングが運営する映画館内の複数売店を親族等が経営する法人に不当な条件で賃貸し、  
ロッテショッピングに損害を与えた

### (3) ロッテHD取締役としての子会社管理義務違反の任務懈怠①

Part 3

今回の株主代表訴訟について | #SavetheLOTTE

- 当該行為は、子会社取締役の不正行為が親会社取締役の違法又は不当な指図に基づく場合よりも、より直接子会社取締役の不正行為に関与したものであり、重光昭夫氏には、ロッテHD取締役としての子会社管理義務違反の任務懈怠が認められます。

#### 任務懈怠が認められる理由

**LOTTE**  
株式会社ロッテホールディングス



**ロッテHD取締役**  
重光 昭夫 氏

ロッテHD取締役としての子会社管理義務  
(ロッテショッピングの取締役に対し違法  
又は不当な指図を行ってはならない義務)

**ロッテHD取締役としての  
子会社管理義務違反**

親会社の取締役が子会社の  
管理監督を怠った結果、  
子会社において違法行為が行われた

**롯데쇼핑**



**韓国ロッテショッピング取締役**  
重光 昭夫 氏

子会社ロッテショッピングの取締役として  
自ら法令違反（業務上背任）を行った

重光昭夫氏の業務上背任罪により、  
ロッテショッピングに生じた損害額774億3,350万7,772ウォン（77億4,335万777円相当\*1）は、  
子会社株式の価値を減少させるものとして、親会社ロッテHDにおける損害にも該当

\*1：1ウォン=0.1円換算

## (4) 賄賂供与罪について

- 次に、贈賄罪について、重光昭夫氏がロッテHD取締役として、子会社たるホテルロッテ、ロッテ製菓、ロッテカード、ロッテ建設、ロッテケミカル、ロッテキャピタル及びロッテ七星飲料の管理義務があったところ、自らホテルロッテの取締役として他の子会社たるロッテ製菓、ロッテカード、ロッテ建設、ロッテケミカル、ロッテキャピタル及びロッテ七星飲料に法令違反（賄賂供与）を行わせたというものです。

### 賄賂供与の内容

#### ① 韓国ロッテグループ

計7社から支払う

(ホテルロッテ、ロッテ製菓、ロッテカード、ロッテ建設、ロッテケミカル、ロッテキャピタル及びロッテ七星飲料)

70億ウォンを送金

元大統領の友人が運営する財団

重光昭夫氏は韓国の元大統領からの請託に応じて、  
ロッテグループ各社から、元大統領の友人が運営する財団に、70億ウォンの賄賂を供与した

## (5) ロッテHD取締役としての子会社管理義務違反の任務懈怠②

Part 3

今回の株主代表訴訟について | #SavetheLOTTE

- これらは、子会社取締役の不正行為が親会社取締役の違法又は不当な指図に基づくものであり、重光昭夫氏には、ロッテHD取締役としての子会社管理義務違反の任務懈怠が認められます。

### 任務懈怠が認められる理由

**LOTTE**

株式会社ロッテホールディングス



ロッテHD取締役

重光 昭夫 氏

ロッテHD取締役としての子会社管理義務

ロッテHD取締役としての  
子会社管理義務違反

親会社の取締役が子会社の  
管理監督を怠った結果、  
子会社において違法行為が行われた

韓国ロッテグループ

ホテルロッテ

ロッテ製菓

ロッテケミカル

ロッテカード

ロッテキャピタル

ロッテ建設

ロッテ七星飲料

重光昭夫氏の贈賄罪により

子会社ロッテ製菓等に生じた損害額少なくとも70億ウォン（7億円相当\*1）は、  
子会社株式の価値を減少させるものとして、親会社ロッテHDにおける損害にも該当

\*1：1ウォン=0.1円換算

### 3. 大規模流通業法違反に関する責任追及

# (1) 韓国公正取引委員会からロッテショッピングへの課徴金

- 請求人が詳細を把握しているだけでも、ロッテショッピング株式会社は、韓国における公正取引委員会より、2014年から2020年までに、同社の日本の独占禁止法に相当する大規模流通業法違反行為に対して、日本における排除措置命令に相当する是正命令及び合計金500億9900万ウォン（50億990万円相当\*1）の課徴金納付命令を受けています。

## 大規模流通業法違反行為の内容



韓国ロッテショッピング

納入業者などに対して競合デパートの情報を提出させる行為や不適切な金銭の受け取りなどを行う

納品業者などの下請け会社

韓国・公正取引委員会が  
是正命令及び課徴金納付命令



ロッテショッピングは、韓国の公正取引委員会より、計6回にわたって、  
是正命令及び合計金500億9900万ウォン（50億990万円相当\*1）の課徴金納付命令を受けた

## 大規模流通業法違反行為の内容

No	是正命令及び課徴金納付命令（概要）	法令違反	課徴金
①	<p><b>【2014年3月6日付命令是正命令及び課徴金納付命令】</b>                      ロッテショッピングは、2012年1月1日から2012年5月20日までの期間中に、35の納品業者等が販売している60のブランドに対して、競争デパートの月別又は特定期間別の売上資料を口頭又はEメールを通じて提供することを要求。</p>	<p>■ 韓国大規模流通業法第14条第1項第3号に違反（経営情報提供要求禁止）</p>	<p><b>45億7,300万ウォン</b>                      （4億5,730万円相当*1）</p>
②	<p><b>【2015年5月20日付命令是正命令及び課徴金納付命令】</b>                      ロッテショッピングは、2013年2月28日から2014年4月2日の期間中、自らの倉庫型ディスカウントストアであるVICマーケット衿川店、新霊通店、永登浦店、道峰店の4店舗で試食行事を実施する前に、ロッテショッピングと納品業者が得ると予想される経済的利益の割合、行事費用の分担比率または金額などに関する書面約定をせず、飲食品の販売促進のための試食行事を1,456回実施し、149の納品業者に計16億530万7420ウォンを負担させた。</p>	<p>■ 韓国大規模流通業法第11条1項ないし4項に違反（販売促進費用の負担転嫁の禁止）</p>	<p><b>13億9,000万ウォン</b>                      （1億3,900万円相当*1）</p>
③	<p><b>【2016年7月8日付是正命令及び課徴金納付命令】</b>                      (1) 経済的利益提供要求行為                      ロッテショッピングは、2012年4月30日から2014年12月31日の期間、41の納品業者に自分の売り場内に広告物を掲載するスペースがないことを知りながら広告費を受け取り、または陳列奨励金及び成果奨励金の受け取り時期を陳列または目標達成の翌月に受け取ることに約定したにもかかわらず、これを先取する方法で43億4388万6000ウォンを受け取った。                      (2) 正当な事由なく商品を返品した行為                      (3) 不完全な契約書面の交付行為                      (4) 納品業者従業員等の使用行為</p>	<p>■ 韓国大規模流通業法第15条1項（経済的利益提供要求禁止）                      ■ 同第10条1項（商品の返品禁止）                      ■ 同第6条1項（書面の交付及び書類の保存等）                      ■ 同第12条1項（納品業者等の従業員の使用禁止等）</p>	<p><b>8億5,800万ウォン</b>                      （8,580万円相当*1）</p>

# (1) 韓国公正取引委員会からロッテショッピングへの課徴金

## 大規模流通業法違反行為の内容

No	是正命令及び課徴金納付命令（概要）	法令違反	課徴金
④	<p><b>【2020年1月28日付是正命令及び課徴金納付命令】</b></p> <p>(1) 販売促進行事の書面による未約定行為 ア 割引行事を実施する際、事前に書面約定を締結しない行為 イ 新規店舗開店記念割引行事を実施し、書面約定を締結しない行為</p> <p>(2) 納品業者等の従業員使用禁止違反行為</p> <p>(3) 経済的利益提供禁止違反行為 ア 納品業者にデーモンコリアに諮問手数料を支払わせた行為 イ 細切費用を補填していない行為</p> <p>(4) 不利益提供禁止違反行為 ア 販売促進行事終了後も低い単価を適用して納品を受けた行為 イ 合意した単価より低い納品単価を適用して納品を受けた行為</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 韓国大規模流通業法第11条（販売促進費用の負担転嫁の禁止）</li><li>■ 同第15条（経済的利益提供要求禁止）</li><li>■ 同第17条（商品券購入要求禁止等）</li></ul>	<p><b>408億2,300万ウォン</b> (40億8,230万円相当*1)</p>
⑤	<p><b>【2020年7月14日付是正命令及び課徴金納付命令】</b></p> <p>ロッテショッピングは、2017年1月5日から2018年3月14日の期間において実施した75件の販売促進行事に関連して、行事を実施する以前にそれにかかる費用の負担などを納品業者と約定しなかった。</p> <p>ロッテショッピングは販売促進行事に所要される総費用4億7,711万8,167ウォン（VATを除く、以下同じ）中53.3%に該当する2億5,426万5,892ウォンを負担し、納品業者が負担した金額は総費用の46.7%に該当する2億2,285万2,275ウォンである。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 韓国大規模流通業法第11条1項及び2項（販売促進費用の負担転嫁の禁止）</li></ul>	<p><b>2億2,200万ウォン</b> (2,220万円相当*1)</p>

\*1：1ウォン=0.1円換算

## 大規模流通業法違反行為の内容

No	是正命令及び課徴金納付命令（概要）	法令違反	課徴金
⑥	<p><b>【2020年11月19日付是正命令及び課徴金納付命令】</b></p> <p>(1) 契約書面遅延交付行為                      ア ロッテショッピングの年間取引契約締結方式                      イ ロッテショッピングの電子契約書面遅延交付行為</p> <p>(2) 商品販売代金の支払等義務違反行為</p> <p>(3) 商品の返品禁止違反行為                      ア ロッテショッピングらの商品返品手続き                      イ ロッテショッピングの商品の返品禁止違反行為</p> <p>(4) 販売促進費用の負担転嫁禁止違反行為                      ア ロッテショッピングによるこの事件の販売促進行事の概要                      イ ロッテショッピングの販売促進費用転嫁行為</p> <p>(5) 納品業者等の従業員使用禁止違反行為                      ア ロッテショッピングの販促社員派遣の手続き                      イ ロッテショッピングの納品業者等の従業員使用禁止違反行為</p> <p>(6) 基本契約書上約定のない販売奨励金を受け取る行為                      ア ロッテショッピングの販売奨励金の現況                      イ ロッテショッピングの基本契約書上、約定のない販売奨励金を受け取る行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 韓国大規模流通業法第6条1項（書面の交付及び書類の保存等）</li> <li>■ 同第8条（商品販売代金の支給）</li> <li>■ 同第10条1項（商品の返品禁止）</li> <li>■ 同第11条（販売促進費用負担転嫁の禁止）</li> <li>■ 同第12条（納品業者等の従業員使用禁止等）</li> <li>■ 同第15条（経済的利益提供要求禁止）</li> </ul>	<p><b>22億3,300万ウォン</b>                      (2億2,330万円相当*1)</p>

\*1：1ウォン=0.1円換算

## (2) ロッテHD取締役としての子会社管理義務違反の任務懈怠

Part 3

今回の株主代表訴訟について | #SavetheLOTTE

- これらロッテショッピングにおける複数回の大規模流通業法違反行為がなされたことに関して、重光昭夫氏には、ロッテHD取締役としての子会社管理義務違反の任務懈怠が認められます。

### 任務懈怠が認められる理由

**LOTTE**  
株式会社ロッテホールディングス



ロッテHD取締役  
重光 昭夫 氏

 롯데쇼핑

韓国ロッテショツピング

ロッテHD取締役としての子会社管理義務違反

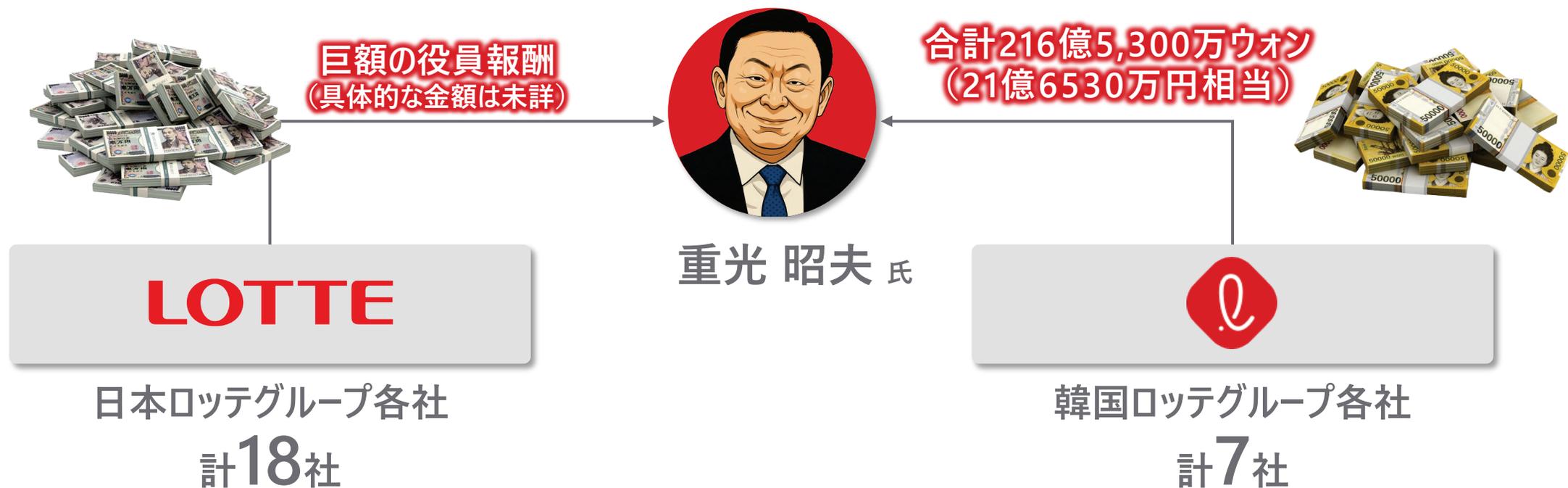
重光昭夫氏の上記子会社管理義務違反により  
ロッテショッピングに生じた損害額500億9900万ウォン（50億990万円相当\*1）は、  
子会社株式の価値を減少させるものとして、親会社ロッテHDにおける損害にも該当

\*1：1ウォン=0.1円換算

## 4. 過剰な報酬決定に関する責任追及

# (1) 韓国ロッテグループ子会社における過剰な兼務と報酬

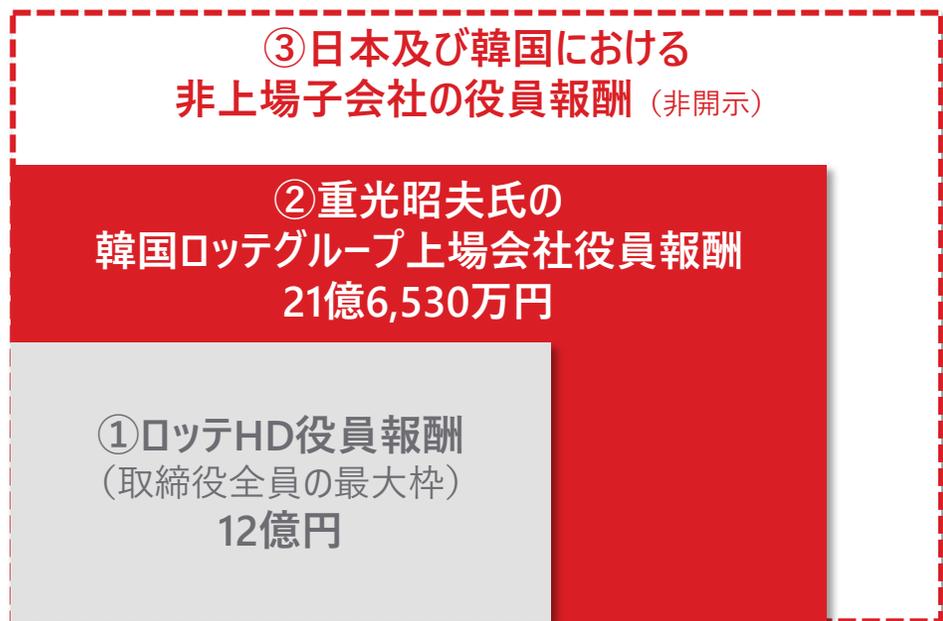
- 重光昭夫氏は、2024年の報酬として、韓国のロッテグループ7社から合計216億5,300万ウォン（21億6,530万円相当\*1）以上を受け取りました。
- 2024年6月時点において、重光昭夫氏は日本において18社、韓国において4社の合計22社の取締役を兼務していると株主総会で説明していましたが、実際には韓国子会社7社から役員報酬を得ていたとされています。
- その過剰な兼務は単に日本及び韓国のロッテグループ各社から報酬という建付けで金銭を支払うための名目に過ぎず、重光昭夫氏が報酬を受け取った韓国ロッテグループ7社における職務遂行は実体を有しているものとは認められず、日本及び韓国のロッテグループ各社を連結対象とするロッテHDから実質的に報酬が支払われていることと何ら変わりません。



\*1：1ウォン=0.1円換算

## (2) ロッテHDにおける全取締役の報酬上限

- 2024年にロッテHD自体からの重光昭夫氏ら取締役に対する報酬額の支払い実績は明らかではありませんが、ロッテHDから実質的に重光昭夫氏に対して支払われた報酬額は21億6,530万円を下回るものではなく、当該報酬のうち、全取締役の報酬年額の上限12億円を超過する部分の少なくとも9億6,530万円は、ロッテHD取締役の報酬決定における善管注意違反の結果生じた損害です。
- 以上のとおり、過剰な兼任をしている重光昭夫氏に対するロッテHD取締役の報酬決定は明らかに不合理なものであり、その決議に関与したロッテHD取締役である重光昭夫氏、玉塚元一氏、古田潤氏、御立尚資氏、瓜生健太郎氏、及び、渡部一文氏には善管注意義務違反の任務懈怠が認められます。



重光昭夫氏には最大で下記が日本及び韓国の役員報酬として支払われている可能性があります。

- ① ロッテHD役員報酬 (取締役全員の最大枠) **12億円**
- +
- ② 重光昭夫氏の韓国ロッテグループ上場会社役員報酬 **21億6,530万円**
- +
- ③ 日本及び韓国における非上場子会社の役員報酬 **金額未詳**

#Savethe**LOTTE**